

風災等支払方法拡充特約とは

風災・雹災・雪災による事故の場合
損害の額に関わらず支払対象となります。

※普通火災共済・総合火災共済では、風災・雹災・雪災による損害の額が20万円未満の場合、共済金のお支払いができません。



大雪や台風の備えとして
「風災等支払方法拡充特約」
をおすすめいたします！